

富田林市要綱第71号

富田林市交通安全事業補助金交付要綱

富田林市交通安全事業補助金交付要綱の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、交通安全事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、富田林市補助金等交付規則（昭和52年富田林市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の31第1項に基づき指定された大阪府交通安全活動推進センターと目的を同じくする団体が行う交通事故の防止及び交通マナーの向上を目的として行うもののうち、本市及び富田林警察署等関係機関と連携して行う広報、啓発、その他交通安全の推進に寄与するものであって、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 富田林市民を対象とし、富田林市内で行われる事業
- (2) 富田林市民を対象に含むものであって、近隣市町村と協力して行う広域的な事業
- (3) その他市長が特に必要と認める事業

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、富田林市に係るものであって、物品購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、人件費、使用料及び手数料その他市長が特に必要と認めるものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、毎年度市長が定める。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業の補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条に基づき、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等により審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、規則第6条に基づき、速やかにその決定内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第6条 補助事業の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）

が、補助金等の交付決定後やむを得ない理由により補助事業の内容を変更しようとするときは、規則第7条の規定に基づく市長の承認を受けなければならない。

(事業の実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、規則第9条第1項の規定に基づき、補助金等実績報告書及び必要書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の書類を受理したときは、規則第10条第1項の規定に基づき、補助金を交付する。ただし、市長が事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、補助金交付決定額の一部又は全部を概算払により交付することができる。

(指導及び助言)

第9条 市長は、補助事業者に対し、補助金の執行の適正化を期するため、必要に応じて指導及び助言を行い、並びに監査の請求をすることができる。

(暴力団の排除)

第10条 補助事業者は、富田林市暴力団排除条例（平成25年富田林市条例第30号）及び富田林市暴力団排除条例施行規則（平成25年富田林市規則第42号）を遵守し、暴力団の排除に努めなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が規則第11条各号の規定に該当する場合又はこの要綱に違反する場合は、補助金の返還を命ずることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行上必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年度に係る事業から適用する。